

世羅郡世羅町所在の西伊尾地区営土地改良事業(区画整理事業)の換地計画に基づいて、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第九項の規定によつて、平成二十一年三月十一日換地処分をした。

なお、この処分について不服がある者は、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に、広島県を被告として、この処分の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成二十一年三月十九日

広島県尾三地域事務所長 新 田 輝 樹